

# 3 章

## 交通戦略の推進

次の時代を担う交通環境をどのように整えていくのか、  
目標となる交通環境の実現に向けて、  
交通戦略の取り組み施策とその道筋を示します。

# 3-1. 交通戦略の取り組み施策

交通戦略の目標とする交通環境を実現するため、自動車交通、物流交通、公共交通、自転車、駐車場など、都市交通の様々な観点から、具体的な取り組み施策を進めます。



## 3-2. これまでの取り組み

### 1 交通戦略の策定以降に実施した取り組み

「交通戦略」を策定した2011年9月以降、以下の取り組みを実施しました。これらの取り組みによる成果や課題を踏まえて、その他施策へ順次展開します。

表 3-1 交通戦略の策定以降に実施した取り組み一覧

実施した取り組み	実施概要
路上駐停車の削減と荷さばき施策の実証実験	<p>〔目的〕</p> <p>将来、駅前明治通りを遮断した際に、交通量の増加が予測される道路にて、将来渋滞を発生させない施策を考えるため、路上駐停車の抑制と、路上ではなく路外で荷さばきをしてもらう実証実験を行ないました。</p> <p>〔場所〕</p> <p>特別区道 41-50（旧三越裏通り）、 特別区道 42-80（東栄会本町通り）及び周辺駐車場</p> <p>〔実施期間〕</p> <p>2015年11月の平日10日間</p>
歩行者優先化の実証実験	<p>〔目的〕</p> <p>近年、ハレザ池袋をはじめとする大規模開発が完了する予定であり、来街者の増加を見据え、道路を歩行者専用にして歩行者が優先して通行できる実証実験を、複数年にわたり行ないました。</p> <p>〔場所と実施期間〕</p> <p>特別区道 41-100（サンシャイン通り） ：2016・2017年度の 各年、土曜日・日曜日の4日間</p> <p>特別区道 41-30（南北区道） ：2017・2018・2019年度の 各年、土曜日・日曜日の4日間</p>
駐車場整備区域の変更 駐車場整備計画の策定	<p>〔目的〕</p> <p>目標とする交通環境の実現に向け、駐車場や荷さばきに関連する施策の実行性を高めるため、駐車場整備区域の変更と駐車場整備計画の施策を行ないました。</p> <p>〔実施期間〕</p> <p>駐車場整備区域の変更：2018年4月 駐車場整備計画の策定：2018年4月</p>

## 2 各種調査の実施

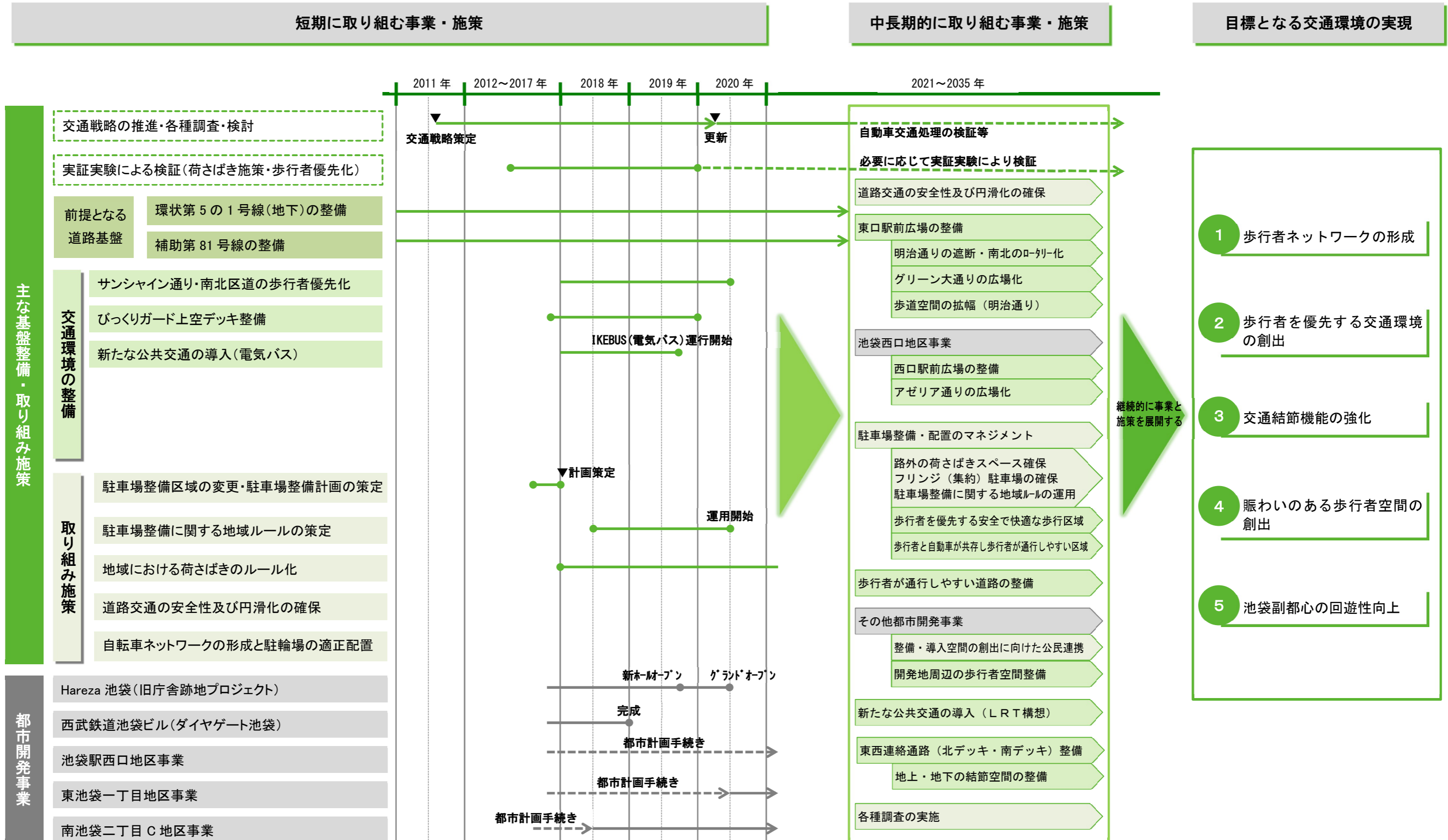
各交通の動向、また池袋副都心内で活動される方々や来訪者の意識・意向を把握するため、以下の調査を実施し、交通戦略の検討・検証に反映させています。

表 3-2 これまで実施した主な調査

調査目的	調査内容
自動車交通の動向把握	・池袋駅周辺主要交差点の自動車等の交通量調査（東口・西口）
	・池袋駅周辺道路の自動車等の交通量調査（東口）
	・一般車ドライバーへのアンケート調査
歩行者・自転車交通の動向把握	・池袋駅周辺道路の歩行者・自転車の交通量調査（東口）
荷さばきの実態等の把握	・荷主・ドライバーへの荷さばきに関するアンケート調査
	・路上駐車台数調査（東口・西口）
	・荷さばき対策の事例調査、荷さばき対策の先進都市ヒアリング
駐車場利用の動向把握	・駐車場利用台数の実態調査
	・駐車場整備台数の調査
	・駐車場利用者へのアンケート調査
地元や来訪者の行動や意向の把握	・来街者への歩行者優先施策に関するアンケート調査
	・地元への歩行者優先施策に関するアンケート調査

### 3-3. 実現に向けたロードマップ

目標となる交通環境の実現に向けて、取り組む事業・施策の手順を、以下のロードマップに示します。



## 3-4. 取り組む事業・施策の役割分担

取り組む事業における関係者等を以下に示します。

事業・施策		関係者等		
短期に取り組む事業・施策	交通環境の整備	環状第5の1号線(地下)の整備	行政	
		補助第81号線の整備	行政	
		サンシャイン通り・南北区道の歩行者優先化	行政、地元関係者	
		びっくりガード上空デッキ整備	行政、公共交通事業者	
		新たな公共交通の導入(電気バス)	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		取り組み施策	駐車場整備に関する地域ルールの策定	行政、地元関係者
			地域における荷さばきのルール化	行政、地元関係者
			道路交通の安全性及び円滑化の確保	行政
			自転車ネットワークの形成と駐輪場の適正配置	行政、公共交通事業者、地元関係者
中長期的に取り組む事業・施策	交通環境の整備	東口駅前広場の整備	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		明治通りの遮断・南北のロータリー化	行政、公共交通事業者	
		グリーン大通りの広場化	行政、公共交通事業者	
		歩道空間の拡張(明治通り)	行政	
		西口駅前広場の整備	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		アゼリア通りの広場化	行政、地元関係者	
		歩行者を優先する安全で快適な歩行区域	行政、地元関係者	
		歩行者と自動車が共存し歩行者が通行しやすい区域	行政、地元関係者	
		開発地周辺の歩行者空間整備	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		新たな公共交通の導入(LRT構想)	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		東西連絡通路(北デッキ・南デッキ)整備	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		地上・地下の結節空間の整備	行政、公共交通事業者、地元関係者	
		取り組み施策	道路交通の安全性及び円滑化の確保	行政
	駐車場整備・配置のマネジメント		行政、地元関係者	
路外の荷さばきスペース確保	行政、地元関係者			
フリンジ(集約)駐車場の確保	行政、地元関係者			
駐車場整備に関する地域ルールの運用	行政、地元関係者			
整備・導入空間の創出に向けた公民連携	行政、地元関係者			
各種調査の実施	行政、地元関係者			

## 3-5. 進行管理並びに評価・見直し

本交通戦略に基づき実施される施策が着実に進行しているかどうか、また、目標達成に寄与しているかどうかを定期的に評価・検証を行いながら、その結果を「池袋副都心交通戦略」並びに上位計画である「豊島区都市づくりビジョン」に反映するPDCAサイクルを構築してフォローアップに努めるとともに、想定していなかった事象が生じた場合にも必要に応じて柔軟に対応していきます。

### 1 交通戦略の推進体制

目標となる交通環境を実現するための各種交通施策を進めるには、地域住民・商業者・地権者などの地元の方々からの理解と協力を得ていくことが重要です。

今回の更新に向けて、2018年より池袋駅周辺地域のまちづくりや基盤整備の方針を定める「池袋駅周辺地域再生委員会」の部会「交通検討部会」にて、交通戦略を推進する体制を構築しました。

また、地元の方々にも主体的に関わって頂きながら、目標となる交通環境の構築に向けた具体的な取り組みに対する重点かつ専門的・技術的な検討を行う必要があることから、部会の下部組織として複数の「ワーキング」を設置し、交通戦略の推進に取り組んでいきます。

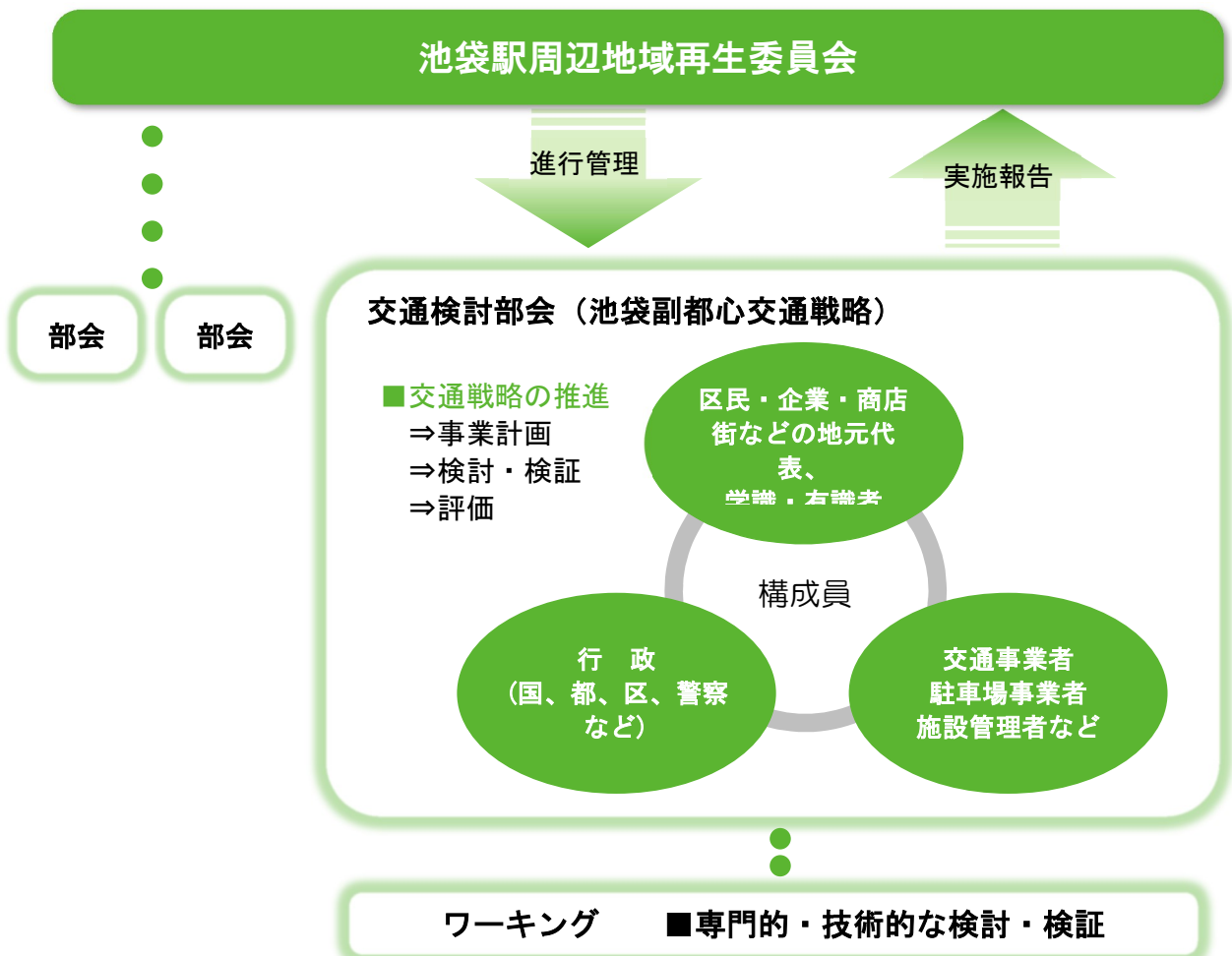


図 3-1 推進体制のイメージ

## 2 進行管理

本交通戦略の目標年次は「豊島区都市づくりビジョン」の目標年次である2035年頃としていますが、環状第5の1号線（地下道路）等の広域的な道路ネットワークが形成された時期を一つの区切りとして、進行管理を行います。

そのため、環状第5の1号線（地下道路）の開通後に下記の点を確認し、着実な進行管理に努めるとともに、事業が進捗していない場合は要因を明らかにし、必要に応じて「池袋副都心交通戦略」の更新を行います。

### （チェック項目のイメージ）

- 地域住民・商業者・事業者などの地元の方々からの理解が得られたか
  - 具体的なプランが策定されたか
  - 関係機関との合意形成がなされたか
  - 想定していなかった事象が生じていないか
  - 交通環境の将来像の実現に移行できるか
- など

## 3 評価・見直し

本交通戦略に基づき実施される施策が目標達成に寄与しているかどうかについては、定期的に評価・検証していくことが必要となります。

本交通戦略では、2035年頃を見据えた数値目標を掲げていますが、5年毎に評価し、交通環境が大きく変化する際には見直しを行います。

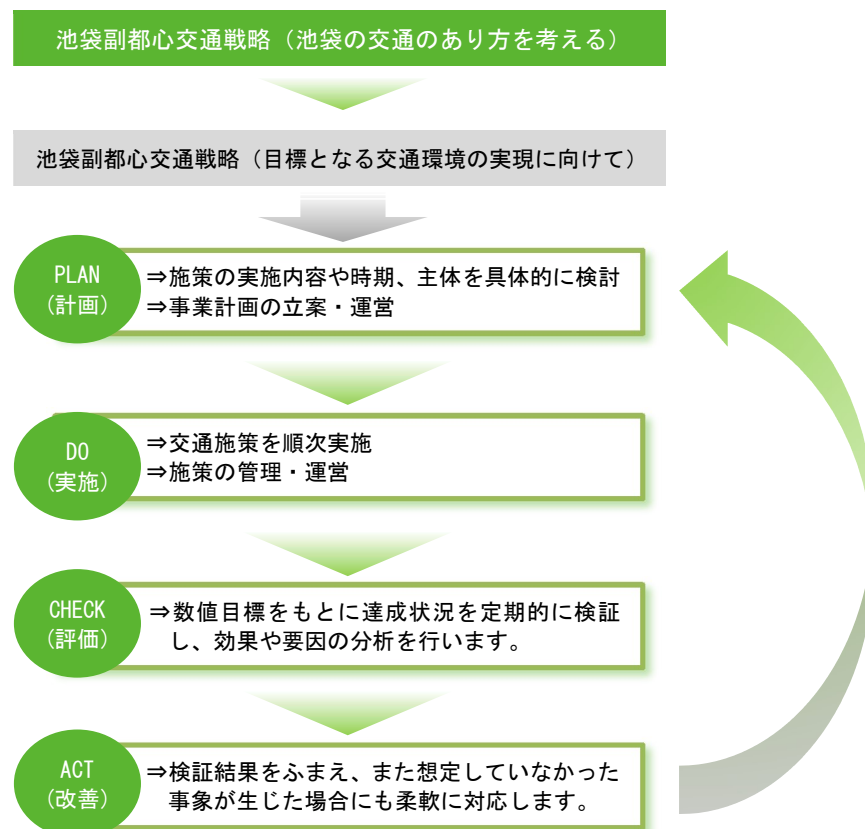


図3-2 PDCAサイクルのイメージ



## 交通検討部会の構成員

交通戦略を推進する「交通検討部会」の構成員は、以下のとおりです。

区 分	所 属・役 職	備 考
学識経験者	横浜国立大学 教授・副学長 中村文彦	部会長
	東京大学 工学研究科 社会基盤学専攻 教授 羽藤英二	副部会長
	イーグルバス株式会社 顧問 坂本邦宏	〃
	日本大学 理工学部 土木工学科 教授 大沢昌玄	〃
国土交通省	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官	委員
	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官	〃
東京都	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長	〃
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	〃
	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長	〃
	東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課長	〃
	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長	〃
交通管理者	警視庁 交通部管理官 都市交通管理室長	〃
	警視庁 池袋警察署 交通課 課長	〃
	警視庁 目白警察署 交通課 課長	〃
	警視庁 巣鴨警察署 交通課 課長	〃
交通事業者等	一般社団法人東京バス協会 常務理事	〃
	公益財団法人東京タクシーセンター 指導部 施設管理課	〃
住民又は利用者 団体代表	東京商工会議所 豊島支部 会長	〃
	豊島区商店街連合会 会長	〃
	豊島区町会連合会 副会長	〃
	豊島区観光協会 名誉会長	〃
豊島区	豊島区 副区長	〃
	豊島区 都市整備部 部長	〃
	豊島区 都市整備部 土木担当部長	〃

第5回 池袋駅周辺地域再生委員会 交通検討部会 委員名簿より

2020年3月 発行  
発行・編集：豊島区都市整備部 都市計画課

〒171-8422  
TEL：03-3981-1111 FAX：03-3981-1280  
URL：<http://www.city.toshima.lg.jp/>